

三田市立狭間中学校PTA細則

第1章 本部役員の選出

第1条

- (1) 次期本部役員候補者が立候補、推薦により内定しない場合は、対象者で抽選を行い、立候補者を選出する。

第2章 学級委員及び事業部委員・リサイクル委員・選考委員の選出

第2条

- (1) 学級委員は、各担任もしくはこれに代わる教職員立会いのもとに当該学級会員の協議により選出する。
- (2) 事業部委員は各学級3名、リサイクル委員は各学級2名、選考委員は各学級1名を各担任もしくはこれに代わる教職員立会いのもとに当該学級委員の協議により選出する。但し、三学年に関しては、委員経験のない者が委員選出人数に満たないクラスが発生した場合、クラスの枠をこえて選出する。
- (3) 同一会員が他学年と重複して選出されたときは、上級学年を優先する。但し当該会員が特に希望するとき、その他相当の理由があるときはこのかぎりではない。
- (4) 委員に選出されたにも拘わらず、事実上活動実績の認められない会員の委員経験回数は認められない。

第3章 リサイクル委員

第3条

リサイクル委員選出の担当地区は、武庫が丘1・2丁目地区、4丁目・グリーンハイツ地区、セントラルヒルズ地区、6丁目・ノアガーデン・ルーラガーデン地区、ディアコルモ地区、8丁目地区及び、狭間が丘2・3・4丁目地区、5丁目・サンディーパークスⅢ地区、サンディーパークスⅠ・Ⅱ地区、ガーデンハイツ地区、アミル地区とする。

第4条

委員長と副委員長は武庫地区担当、狭間地区担当を各2名ずつとする。但し、担当地区に対し委員の居住区は問わないものとする。

第4章 役員の再選及び兼任

第5条

- (1) 同一役職をもって役員の連続の再選は一回限りとする。
- (2) 役員、委員、会計監査はこれを兼務することは出来ない。
- (3) 委員が役員、会計監査に選出された時は、次点者がその委員に選出されるものとする。

第5章 事業部

第6条

- (1) 各事業部は互選により部長、副部長を置く。
- (2) 部長・副部長は各学年委員長・学年副委員長、リサイクル委員長・リサイクル副委員長、及び選考委員長・選考副委員長を兼任しないものとする。また各委員長・副委員長、各部長・副部長の任期は1年とし、再選の際はこれらの職を拒否することが出来る。
- (3) 部会の招集は部長が行う。

第7条

各事業部の名称及び事業・活動の内容は次の通りとする。

- (1) 育成研修部 生徒の健全育成及び会員の幅広い教養・見識をたかめる為の企画の運営にあたる。

- (2) 広報部 広報「はさま」の発行を通して、本会の活動や
学校生徒の活動及び情報等の報道にあたる。
- (3) 人権教育推進部 運営にあたる。

第6章 会費

- 第8条 会費は1家庭月額350円とし変更する場合は、運営委員会の承認を得て総会に報告する。
- 第9条 会費は、郵便貯金口座振替契約に基づいて、毎月12日までに当月分を納入するものとする。

第7章 慶弔

- 第10条 (1) 会員、生徒死亡の場合は、香料10,000円、シキミ1対とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると、役員会において認めるときは1万円を限度として支出することができる。
但し、運営委員会に報告するものとする。
- (3) PTA主催の行事に際し会員、生徒に事故が生じた場合、入院1日につき2000円、通院1日につき1000円を見舞金として支出する事が出来る。支払い上限等は役員会にて決定し、運営委員会にて報告するものとする。

第8章 旅費・交通費

- 第11条 旅費・交通費は、合理的な基準、経路及び方法により支給する。
[交通費支給規定]
支給対象地域はフラワータウン以外とする。
請求金額は自宅（最寄り駅）から目的地（最寄り駅）の公共交通機関の実費請求とする。タクシー代金はいかなる場合も却下とする。
自家用車の場合は8kmあたり100円と計算する。

第9章 個人情報取り扱いについて

- 第12条 (1) 保有する個人情報は本校のPTA活動に限り使用する。
- (2) 執行部はこれを適切に管理し、第三者への提供はしない。
- (3) 転校及び卒業した生徒に関する個人情報は速やかに破棄するものとする。

第10章 附則

- 第13条 この細則は運営委員会において、出席委員の過半数の同意により改正することができる。但し、事後において総会に報告しなければならない。
- 第14条 この細則は、昭和58年 6月 4日より施行する。

平成 2年	4月26日	一部改正	平成13年	4月27日	一部改正
平成 3年	4月23日	〃	平成14年	4月26日	〃
平成 5年	2月27日	〃	平成15年	4月25日	〃
平成 6年	2月 5日	〃	平成16年	6月 5日	〃
平成 7年	3月 4日	〃	平成21年	7月11日	〃
平成10年	4月30日	〃	平成27年	3月 7日	〃
平成11年	4月30日	〃	平成30年	3月 3日	〃
平成12年	3月 4日	〃	令和 2年	2月29日	〃